

大規模災害時における避難場所としての
使用に関する協定書

平成25年12月11日

鈴 鹿 市

学校法人 鈴鹿医療科学大学



大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定書

鈴鹿市内で地震や津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民の一時的な避難場所（以下「避難地」という。）としての使用に関し、鈴鹿市（以下「甲」という。）と学校法人鈴鹿医療科学大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市内に地震や津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難地として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、避難地とする。

（避難地の指定及び使用）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を避難地として指定し、その旨を地域防災計画及び防災マップ等で公表するものとする。

施設名称	1 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス 2 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス
所在地	1 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1 2 三重県鈴鹿市南玉垣町3500番地3
所有者	学校法人鈴鹿医療科学大学
使用場所	グラウンド及び駐車場等

2 乙は、前項に掲げる使用施設を避難地として、地域住民等に使用させるものとする。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該地の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により避難地としての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 使用施設の使用期間は、鈴鹿市内に地震や津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合から、概ね一週間とし、一週間を超える場合は甲乙協議して決定するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 使用施設が避難地として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月11日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市
鈴鹿市長

末松則子



乙 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1

学校法人鈴鹿医療科学大学
理事長

高木純



